

様式第2号（第4条関係）

さいたま市パートナーシップの宣誓に当たっての確認書

（宛先）さいたま市長

私たちは、「さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、以下の内容を確認したうえで、パートナーシップの宣誓（以下「宣誓」という。）を行います。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、宣誓書の写しと宣誓書受領証を市に返還いたします。

年 月 日

氏名 _____ 氏名 _____

戸籍上の氏名 _____ 戸籍上の氏名 _____

次の各項目を確認し、該当するものに✓をしてください。

要綱	確認事項	
第2条 第1項第1号	（関係性） 双方又はいずれか一方が、性自認や性的指向に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている又は継続的な共同生活を行うことを約した関係であること。	<input type="checkbox"/>
第3条 第1項第1号	（年齢要件） 宣誓当日において、成年であること。	<input type="checkbox"/>
第3条 第1項第2号	（住所要件） 下記のいずれかに該当すること。	
	①双方が市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	②一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内へ転入を予定している。	<input type="checkbox"/>
	③双方が市内へ転入を予定している。	<input type="checkbox"/>
	※転入を予定している方（上記②③）は転入予定者及び転入予定日を記載してください。 転入予定者 _____（転入予定日 _____年 _____月 _____日） 転入予定者 _____（転入予定日 _____年 _____月 _____日）	
第3条 第1項第3号	（独身要件） 双方に配偶者がいないこと（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条 第1項第4号	（近親者でない） 宣誓をする者同士が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている関係にないこと。ただし、養子縁組をしていることにより当該関係に該当する場合を除く。	<input type="checkbox"/>

※転入予定の場合は、転入後、速やかに住民票の写しを提出すること。